

熊谷市農業委員会  
第12回総会議事録  
(公開用)

令和元年7月29日(月)  
熊谷市農業委員会

## 熊谷市農業委員会第12回総会議事録

### 1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 令和元年7月29日(月)午後1時30分
- (2) 閉会の日時 令和元年7月29日(月)午後2時21分
- (3) 場 所 めぬま農業研修センター大会議室

### 2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 47名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名)
- (2) 現在数 47名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名)

### 3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 46名
- (2) 欠席数 1名

#### 農業委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	小貝 富雄	11	出	茂木 友秀
2	出	大島 正	12	出	大野 隆一
3	出	木部 富次	13	出	木村 進
4	出	強瀬 兼一	14	出	田中 輝久
5	出	関口 弥生	15	出	岩崎 文雄
6	出	関口 久夫	16	出	夏目 亮一
7	出	中川 登美夫	17	出	山本 勝市
8	出	水野 勝	18	出	村田 定吉
9	出	石原 敬嗣	19	出	遠藤 隆男
10	出	手嶋 茂春			

農地利用最適化推進委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	西田 茂夫	15	出	吉田 正己
2	出	中嶋 儀臣	16	出	飯嶋 竹夫
3	出	中村 大志	17	出	新井 進
4	出	笠原 貞男	18	出	長谷川 隼男
5	出	野邊 八雄	19	出	矢島 君夫
6	出	熱田 幸作	20	出	戸森 貫一
7	出	菊地 修一郎	21	出	浅井 正美
8	出	関根 政利	22	出	坂本 三郎
9	出	関根 正直	23	出	田沼 寛央
10	出	鯨井 章男	24	出	原口 嘉治
11	出	栗原 一森	25	出	森田 豊
12	出	金井 和夫	26	欠	塚田 とよ子
13	出	奥野 進	27	出	青木 登喜代
14	出	水野 明	28	出	吉野 福司

#### 4 議 案

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用  
集積計画について

議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条の規定による  
農用地利用配分計画（案）に対する意見について

議案第 6 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積の設定の  
設定について

報告事項（1） 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

報告事項（2） 農地法第 4 条の規定による届出について

報告事項（3） 農地法第 5 条の規定による届出について

報告事項（4） 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

5 招 集 者 熊谷市農業委員会会長 木村 進

6 議事進行状況 別紙のとおり

事務局次長	<p>皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から熊谷市農業委員会第12回総会を開会いたします。</p> <p>なお、本日は総会終了後、地区検討委員会を開催しますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、はじめに木村会長よりご挨拶をいただきます。</p>
会長	<p>( 会長あいさつ )</p>
事務局次長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これ以降の進行につきましては、総会会議規則第4条に基づき、木村会長に議長になっていただき議事の進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、着座のまま会議を進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局次長	<p>本日の出席は、農業委員は19名全員です。また、農地利用最適化推進委員は27名が出席しております。なお、ここでお知らせをさせていただきます。塚田推進委員につきましては、大里農業委員会連絡協議会から選出され、県農業委員会女性協議会の理事になっており、本日、理事会出席のため欠席となっております。</p>
議長	<p>事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しました。</p> <p>続きまして、議事録署名委員の選出及び書記の任命について、お諮りいたします。いかが取り計らいでしょうか。</p> <p>( 議長一任の声あり )</p>
議長	<p>議長一任の声がありましたので、議事録署名委員については、6番、関口久夫委員、7番、中川委員をお願いいたします。</p> <p>また、書記には事務局職員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。本日、審議いたします案件は、</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について</p>

	<p>議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地  利用集積計画について  議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定  による農用地利用配分計画（案）に対する意見について  議案第 6 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積の  設定について</p> <p>以上、6 議案です。よろしくご審議願います。</p> <p>はじめに、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請につい  てを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案書に記載された内容のうち、最初の申請地の地番・  公簿地目・面積、他に筆がある場合は公簿地目ごとの筆数・申請合計  筆数及び申請合計面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、譲渡人及び譲受人  の家族数及び従農数、権利並びに申請事由を朗読する。以下、議案書  に記載されていない説明について記述する。】</p> <p>議案番号 1 は、10 a 当たりの売買価格は、〇〇〇円です。この案  件につきましては、令和元年 7 月 8 日、木部農業委員、西田推進委員、  事務局関口主幹、関谷主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は  適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今  後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第 3  条第 2 項の各号には該当しないものとなっております。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>本案件について、質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p> <p>（ なしの声 ）</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、本案を  許可するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（ 挙手 全員 ）</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべき  ものと決しました。</p> <p>次に、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請についてを</p>

事務局	<p>上程し、事務局の説明を求めます。</p> <p>【事務局が、議案書に記載された内容のうち、申請地の地番・公簿地目・面積、申請人、用途、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】</p> <p>議案番号1は、農地区分は農用地、農振除外は平成31年3月20日に用途変更、転用該当条文は農地法第4条第6項、建築物等については鉄骨平屋建です。この案件は、申請人が農業の規模拡大、効率化のため穀物乾燥機等の格納庫として農業倉庫の建築を計画するものです。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>本案件につきましては、〇〇委員が申請人となっていますので、議事参与の制限により〇〇委員は一時退席をお願いします。</p> <p>( 〇〇委員 退席 )</p>
議長	<p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p> <p>( なしの声 )</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>( 挙手 全員 )</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>〇〇委員は、入室してください。</p> <p>( 〇〇委員 入室 )</p>
議長	<p>次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案書に記載された内容のうち、申請地の地番・公簿地</p>

目・面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、用途、権利、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1は、農地区分は3種農地、建築物等は木造2階建です。

議案番号2は、農地区分は2種農地、建築物等は木造2階建住宅1棟、木造平屋建車庫1棟です。

議案番号3は、農地区分は2種農地、建築物等は木造平屋建です。

議案番号4は、農地区分は1種農地、転用該当条文は施行令第11条第1項第2号イ、建築物等は木造2階建です。

議案番号5は、農地区分は2種農地、建築物等は木造平屋建、雑種地を含めた全体面積は427㎡です。

議案番号6は、農地区分は1種農地、転用該当条文は施行令第11条第1項第2号イ、建築物等は木造2階建です。

議案番号7は、農地区分は1種農地、転用該当条文は施行令第11条第1項第2号イ、建築物等は木造2階建です。

議案番号8は、農地区分は2種農地、建築物等は木造2階建です。

議案番号9は、農地区分は3種農地、建築物等は木造2階建、宅地を含めた全体面積は334.54㎡です。

議案番号10は、農地区分は2種農地、建築物等は木造平屋建です。

議案番号11は、農地区分は2種農地、建築物等は木造平屋建です。

議案番号12は、農地区分は1種農地、農振除外は平成31年2月6日、転用該当条文は施行令第11条第1項第2号イ、建築物等は木造2階建です。一般住宅においては、県の規定により概ね500㎡が農地転用の上限面積とされておりますが、当案件については申請者が経営する理容院、美容院が住宅に併設されており、来客用駐車場等の敷地も必要とすることから、500㎡を超えた適正な転用面積が認められるものとなっております。

議案番号13は、農地区分は2種農地、建築物等は木造2階建です。この案件は、昭和20年代より地権者が住宅敷地として利用してきたものであり、昭和30年代になり譲受人が借受け居住を開始していることを住民票等で確認をしております。なお、〇〇〇〇〇〇の飲食店を併設しており、これを宅地化するため是正するものです。

議案番号14は、農地区分は3種農地、建築物等は宅地を含めた全体面積は734.21㎡です。申請者の自宅につきましては、建築基準法上の道路から住宅までの路地の幅員4mを確保する必要があることが発覚し、当要件を満たすため農地転用するものです。

議案番号15は、農地区分は2種農地、農振除外は平成31年2月6日、建築物等は木造平屋建です。申請者は市内〇〇の市街化区域内において〇〇〇〇〇の事業所を構えてきましたが、事業の拡大とともに



議長	<p>に手狭となり、今回、〇〇〇〇、〇〇〇〇等の販売及び展示を目的とした店舗の建築と、同敷地内に社用車、従業員通勤用車両等の駐車場敷地を計画したものです。</p> <p>議案番号16は、農地区分は2種農地、建築物等は屋外駐車場43台分、宅地、雑種地、学校用地を含めた全体面積は11,154.79㎡です。申請者は、市内〇〇において〇〇〇〇〇〇を運営しております。本年度4月より〇〇〇〇が追加され、〇〇〇から〇〇〇〇に変わったという背景などから〇〇〇が増加していること、また〇の南北を走る〇〇〇〇〇〇が開通したことに伴い、〇〇〇などで利用していた臨時的な駐車場用地が使用できなくなったことから、駐車場及び運動場敷地の拡張を計画したものです。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>本案件について、質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>今月の案件は、議案番号574から614、議案番号3024から3027の合わせて45件です。</p> <p>総筆数は86筆、総面積は114,374.00㎡、内訳として、田は66筆、82,459.00㎡、畑は20筆、31,915.00㎡、賃貸借は48筆、74,474.00㎡、使用貸借は38筆、39,900.00㎡、設定の期間は、5年未満が36筆、46,203.00㎡、5年以上が50筆、68,171.00㎡、設定の区分は、新規が58筆、84,710.00㎡、再設定が28筆、29,664.00㎡です。</p>

	<p>借受人別の内訳は、農地所有適格法人及びくまがや農協を利用したものを除いた認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準達成者の借受けは15件、45,568.00㎡、農地所有適格法人及び解除条件付き農業参入法人の借受けは6件、21,690.00㎡、農地中間管理事業である埼玉県農林公社の借受けは4件、10,288.00㎡、認定農業者である農地所有適格法人及びくまがや農協を利用した認定農業者を含めた認定農業者等の借受けの件数は、全体の約44%です。</p> <p>上記以外の担い手の借受けは、20件、36,828.00㎡、農業委員又は農地利用最適化推進委員が担い手への集積に関わった利用権設定は17筆、27,187.00㎡で、これに農地中間管理事業を足したものが最適化交付金交付対象面積となっております。</p> <p>以上45件の計画は、本市における農業基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたもので、経営面積・従事日数など、同法第18条3項の規定の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>なお、本案件につきましては、議事参与の制限に係る案件がございますので、先に審議いたします。</p> <p>はじめに、議案番号574については、〇〇〇委員が借受人となっておりますので、〇〇委員は、一時退席をお願いします。</p> <p>( 〇〇委員 退席 )</p>
議長	<p>それでは、議案番号574について、質疑、意見を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>( なしの声 )</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第4号における議案番号574について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>( 挙手 全員 )</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものと決しました。</p>

議長	<p>〇〇委員は、入室してください。</p> <p>( 〇〇委員 入室 )</p> <p>次に、議案番号592については、〇〇委員が借受人となっておりますので、〇〇委員は一時退席をお願いします。</p> <p>( 〇〇委員 退席 )</p>
議長	<p>それでは、議案番号592について、質疑、意見等を求めます。 質疑、意見等ございませんか。</p> <p>( なしの声 )</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第4号における議案番号592について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>( 挙手 全員 )</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものと決しました。 〇〇委員は、入室してください。</p> <p>( 〇〇委員 入室 )</p>
議長	<p>続きまして、ただ今審議いたしました議事参与の制限に係る議案以外の審議に入ります。 それでは、議案番号574、592以外について、質疑、意見等を求めます。 質疑、意見等ございませんか。</p> <p>( なしの声 )</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第4号における議案番号574、592以外について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p>



議長	<p>( 挙手 全員 )</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものとし、「意見はなし」と決しました。</p> <p>〇〇委員は、入室してください。</p> <p>( 〇〇委員 入室 )</p>
議長	<p>続きまして、ただいま審議いたしました議事参与の制限に係る議案以外の審議に入ります。</p> <p>議案番号5から7以外について、質疑、意見を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p> <p>( なしの声 )</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第5号における議案番号5から7以外について、配分計画(案)のとおり承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>( 挙手 全員 )</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものとし、「意見はなし」と決しました。</p> <p>次に、議案第6号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の設定についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>熊谷市農業委員会は、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積を定めないこととします。</p> <p>別段の面積は、農林水産省からの適正な事務実施についての通知により、下限面積を引き下げない場合においても、毎年設定の必要性を検討するよう求められています。耕作目的で農地を取得する場合は、農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要ですが、農地法第3条第2項第5号において、許可要件の一つとして耕作農地の下限面積が定められています。下限面積要件は、取得後の経営面積が50アールに達しない場合、原則許可はできないとするものです。</p> <p>ただし、平成21年の農地法改正で、農林水産省令で定めるところにより、地域の平均的な経営規模が小さく下限面積が実情に合わない場合や新規就農を促進する観点から、農業委員会の判断で別段の面積</p>

	<p>を設定し、下限面積を引き下げることができるようになりました。</p> <p>本市においては、平成27年の農林業センサスによると、経営体の平均経営耕地面積は2.1ヘクタールであり、また、約84%の経営体の耕地面積が50アール以上です。50アール未満である経営体の数は全体の約16%です。下限面積を引き下げられる基準である、経営体総数の40%を下回っています。また本市の遊休農地は、平成30年度末は105ヘクタールで、全農地の約1.8パーセントとなっております。担い手への農地の利用集積面積は1,502ヘクタールであり、集積率は平成29年度末が24.56%、平成30年度末が26.44%と増加傾向にあることから、経営規模拡大意欲の高い農家が多いと言えます。こうした農地の利用状況から、本市においては別段の面積を設定する必要性は低いと考えられます。</p> <p>以上のことから、今年度においても農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積は設定せず、現行の下限面積である50アールの変更は行わないこととしてよろしいか、ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>本案について、質疑・意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第6号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の設定について、本案を原案のとおり決定するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり決定すべきものと決しました。</p> <p>以上で、全議案の審議が終了しましたので、次に、報告事項に入ります。報告事項については、「熊谷市農業委員会事務専決規程」に基づき専決処理済みですが、報告事項全体について、質疑、意見等ありましたらお願いします。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p>

	( なしの声 )
議長	<p>特に質疑、意見等も無いようですので、報告事項はすべて了承されました。</p> <p>以上で議案、報告事項すべて終了しましたので、議長の職を解かせていただきます。ご協力いただきありがとうございました。</p>
事務局次長	<p>木村会長、ありがとうございました。</p> <p>それでは、次第の6、その他ですが、事務局より2点説明させていただきます。</p>
事務局次長	<p>【資料1に基づき、令和2年度熊谷市農業施策に関する意見の提出依頼について、内容の説明をする。以下、資料1に記載されていない説明について記述する。】</p> <p>毎年、皆さまから市の農業施策に関する意見を出していただき、それを取りまとめ、来年度予算の編成前に熊谷市農業委員会の意見書として市長あてに提出しているものです。期日までに提出いただいた意見を、市の農業施策として要望するべきものについて整理し、9月の第14回総会で検討・承認をいただき、10月上旬に市長に提出する予定です。</p>
事務局次長	<p>【資料2に基づき、令和元年度農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について、及び研修会開催に伴う総会日程の変更について、内容の説明をする。以下、資料2に記載されていない説明について記述する。】</p> <p>農業会議主催の研修会が、第13回総会と同日開催のため、総会の開始時間と場所を変更させていただき、午後からの研修会に参加していただきます。なお、農業会議に参加人数等を報告する都合上、研修会の出欠報告につきまして、8月5日(月)までに農業委員会事務局に提出をお願いいたします。</p>
事務局次長	<p>その他につきましては、事務局からは以上ですが、皆さまから何かありますでしょうか。</p>
大野委員	<p>農業を奨励する農業委員の立場から参考までに聞きたいのですが、2022年頃かな、これから農地の固定資産税が値上がりということを目にしたのですが、知ってる範囲で結構ですので教えてください。</p>

事務局長	<p>農地の固定資産税については、市街化の農地については生産緑地制度というのが30年前に始まって、まもなく終わるところが出てきます。終わると、更にそれを続ける農地と、あるいは、その制度を切って普通の宅地並み課税をしていこうという動きが一方にはあります。さきほど大野委員さんから質問をいただきましたのは、それじゃなくて、そもそもの農地の固定資産税の話かと思imasので、すみません私ども事務局では詳細な情報を持ち合わせてございません。荒廃農地については、固定資産税を一定の確認のもとで上げましょうという話も出ておりますが、そもそも論としての固定資産税がどうなるか、詳細を把握させていただきながら、はっきりした話ができるようになりましたらご説明させていただきますので、ご理解をいただきたいと思imas。</p>
関根正直推進委員	<p>9月には稲刈りが始まりますので、農地パトロールの計画については打ち合わせ行われる予定があるのですか。</p>
事務局次長	<p>その件につきましては、総会閉会後に地区検討委員会を開きます。その地区検討委員会の場で、農地パトロールの話も事務局よりさせていただきますので、よろしくお願いたします。</p>
事務局次長	<p>それでは最後に、閉会を夏目会長職務代理に願いたします。</p>
夏目会長職務代理	<p>( 閉会のあいさつ )</p>
事務局次長	<p>ありがとうございました。以上で総会は終了となりますが、開会の際に申し上げましたとおり、この後、地区検討委員会を行います。 机の並び替え等、準備をいたしますので、総会資料及び手荷物等を持って席をお立ちいただきお待ちください。</p>



農業委員会事務局職員

局長	松岡 八起
次長	遠藤 健司
主幹兼農政係長	森田 志津子
主幹兼農地係長	関口 玉城
主査	関谷 隆弘
主任	樋口 祥平
江南行政センター主査	上山 奈保美

農業振興課職員

主任	角張 圭太
----	-------

令和元年7月29日

熊谷市農業委員会

会 長 木村 進

---

署名委員 関口 久夫

---

署名委員 中川 登美夫

---